

今も残るハンセン病問題

筑紫小学校五年

松嶋 望

「らい予防法」。この言葉は、ハンセン病患者、元患者の方々を長い間苦しめてきた法律です。そして、他にもハンセン病患者、元患者の人々を苦しめたものがあります。それは、「無らい県運動」です。無らい県運動とは、全国にある都道府県の各県からハンセン病患者を無くすという運動です。これらの法律や運動によって、多くの人々が苦しみ、傷ついてきました。

一つは、熊本県にあるりよう養所にあるかべです。このかべは、高さ二メートル、ほりを入れると高さが三メートルもあり、りよう養所を取り囲むように作られています。これは、らい予防法による「かくり政策」によって、ハンセン病になった人々と、そうではない人々とのつながりを切ってしまうものです。その分厚いかべには、穴があげられており、その穴から外側の景色を見ていたそうです。きっと、りよう養所にかくりされ、社会とのつながりをきられたからこそ、穴の中から少しでも社会とつながりたかったのだと思います。

二つは、黒川温泉宿泊拒否事件です。りよう養所で生活する人々が県の取り組みで宿泊しようとした時に、ホテル側が宿泊を拒否したのは、ハンセン病元患者であることが分かり、他のお客さんに迷惑になるからという理由でした。このことのおかしさを県が指摘し、ホテルの支配人が謝罪しましたが、一人の

問題ではなく、社会の問題であるということ、りよう養所の人々は、謝罪を受けいれませんでした。このことは、ニュースとして放送され、全国に伝わりました。放送を見た人々から、りよう養所の人々にはげましの手紙が送られてきました。しかし、反対に差別的な手紙も送られてきました。そのちがいは何なのだろうと考えてみました。それは、「正しく知っている」かどうかです。ハンセン病という病気や治る薬があること、ハンセン病患者の方々に対する歴史などを知り、そのおかしさを感じているかどうかで、手紙の内容が大きくちがっているのです。

これらのハンセン病問題について考え、学んだことが大きく二つあります。一つは、病気だからといって、かくり政策のように、「人とのつながり」をきることがおかしいことです。病気になったからといって、人が幸せに生きる権利をうばうことはあってはいけません。

二つは、正しく知ることです。宿泊拒否事件のように、正しく知っていなければ、多くの人を傷つけてしまいます。病気だけでなく、これから出会う仲間、相手のことを正しく知っていくことが大切だと思います。

だからこそ、ぼくは、正しく学び続けていきたいです。